

(注) 解答はすべて解答用紙の指定された場所に記入しなさい。

一次の文章を読んで設問に答えなさい。

私たちは自らの行為を選択する場合、自分が本当はどうしたいのか、しばしば迷いが生じてしまうものである。

1

人間の欲望が動物のように単一なものではないからだ。

2、動物は空腹になれば何の迷いもなく餌を食べるのだが、人間は「食べたい」という欲望が生じても、一方で「太りたくない」という欲望があれば、食べるかどうか迷ってしまう。この場合、「太りたくない」のは「美しく健康な人間でありたい」からであり、このような欲望は人間だけが持つ自己価値に関わる欲望、すなわち自我の欲望である。自我の欲望を抱えているがゆえに、人間は複数の欲望の間で葛藤するのである。

3、このような葛藤があるということは、人間が自由な存在でもあることを示している、と私は考えている。なぜそう言えるのか、私がかつて経験した例で説明しよう。

大学一年の夏、私は自分自身をよりキタ⁽¹⁾えたいと空手部に入部した。しかし、体育会系の独特な上下関係の厳しさや理不尽なときたりは、中学・高校と柔道が続けてきた私にとってもたいへん屈辱的なものであり、毎日が鬱々として楽しくない。不必要に時間を拘束されているので、部活以外のことはほとんど何もできない。しかし、いざ退部しようとするとうまくいかない。必要な時間と、今度こそ辞めよう」と毎日のように思うのだが、その度に「ここで辞めてはならない」と思いどまってしまう。退部することは苦しいことから逃げることであり、それは柔道でツチカ⁽²⁾ってきた今までの自分を否定することのよう

に思われたからだ。

辞めたい思いと辞めたくない思いがしばらくぶつかっていたが、結局私は辞めなかつた。^a「辞めない自分」を選んだと言ってもいい。一度決めたことは最後まで貫く人間、途中で投げ出さない人間が若い頃の私の理想像だったので、それに反する行為を選択することは当時の私にとっては部活の理不尽な以上屈辱的なことだった。これ以上辛い思いをしたくないという欲望と、自らがかくありたいという欲望、この相反する欲望はどちらも自分の欲望であることには変わりなく、どちらか一方だけが「本当の欲望」というわけではない。そのことが自己了解できたからこそ、私は深く納得して自由な選択をし、そしてその後迷うこともなかつたのである。

人間の欲望は必ずしも統一的な方向性を持っているわけではなく、複数の欲望に分裂し、絶えず葛藤を引き起こす。それは「食べたい」「休みたい」といった安楽への欲望だけでなく、「他者に認められるような人間でありたい」「愛されるような人間でありたい」、といった自己の価値に関わる欲望すなわち自我の欲望を持っているからだ。こうした人間独自の欲望があるからこそ、私たちは複数の欲望に引き裂かれ、激しい葛藤の渦に巻き込まれる。

これは「本当の自分」の確信についても同じことが言える。たとえば、嫌な仕事を引き受けて憂鬱になったとき、「本当は自由気ままに生きたい」と感じていることに気づけば、自由気ままな生き方を求めている自分こそ「本当の自分」だ、と思えるはずである。しかし、さらによく考えてみれば、嫌な仕事を引き受けるのは「周囲の人々に評価されたい」という自己価値に関わる欲望があるからだ^bと気づかされる。そうした欲望を持った自分もまた「本当の自分」であるなら、どの欲望を持った自分が「本当の自分」なのかを確定することはできない。

人間が自己価値を求める欲望を有し、複数の分裂した欲望を抱えた存在である以上、自己了解によってある欲望に気づかされ、それが「本当の自分」の欲望であるかのように見えたとしても、それに反する欲望にも気づかされれば、どちらが「本当の自分」の欲望なのか再び混乱してしまう。そこで、身体的な快楽や休息などの安楽への欲望に気づくだけでなく、それに反

するような自己価値の欲望にも気づくことが必要になる。分裂した欲望の双方に気づくことができれば、どちらの欲望を優先すべきなのかについて考えることができるからである。

しかし、分裂した欲望のどちらが「本当の欲望」、つまり「本当の自分」の欲望であるかどうかを考えることに意味はない。「本当の自分」とは**事後的に想定された自己像**であり、客観的に正しい「本当の自分」、真の欲望があるわけではないからだ。重要なのは、どの欲望に準じた行為を選択すれば納得できるのか、ということである。「本当の自分」という観念にシユウチヤクすれば、自由な意志による判断ができなくなる。自己了解において得られるものは「本当の自分」などではない。自らの意志で行為を選び取るという **4**、それこそが自己了解によって得られるものだ、と私は考えている。

(山竹伸二『本当の自分』の現象学』より)

問一 傍線部(1)～(3)のカタカナを漢字に直しなさい。

- ア. つまり
- イ. そこで
- ウ. しかし
- エ. したがって
- オ. それは
- カ. たとえば

問二

空欄

1

3

に入る語句について、最も適切なものをそれぞれ次のア～カから選びなさい。

- ア. 自らがかくありたいという欲望が自分の「本当の欲望」だと、筆者が気付いたから
- イ. 筆者にとって、一度決めたことは最後まで貫く人間が若い頃の理想像だったから
- ウ. 上下関係の厳しさや理不尽さに耐えるのが自分のためになると筆者が思ったから
- エ. 筆者が、相反する欲望のどちらか一方だけが「本当の欲望」ではないことが了解できたから

問三

傍線部 a 「結局私は辞めなかった」とあるが、筆者が辞めなかった理由として当てはまるものをすべて選びなさい。

問四 傍線部 b「本当の自分」の確信についても同じことが言える」とあるが、「本当の欲望」と「本当の自分」との関係について筆者の考えに最も近いものを、次のア～エから一つ選びなさい。

- ア. 「本当の自分」も「本当の欲望」も同じように、相反する側面を抱えている
- イ. 「本当の自分」と「本当の欲望」は本来同じものであり、それを分けて考えることに意味はない
- ウ. 「本当の自分」は「本当の欲望」と同じで、激しい葛藤の渦に巻き込まれて分裂している
- エ. 様々な「本当の欲望」によって構成されているのが「本当の自分」である

問五 空欄 4 に当てはまる最も適切な語句を次のア～エから選びなさい。

- ア. 自身との葛藤
- イ. 自由の意識
- ウ. 自己評価の尊重
- エ. 自我の欲望

問六 傍線部 c について、「事後的に想定された自己像」とあるがこれはどのような意味か。文中のことばを用い四〇字以内で説明しなさい。

二 次の文章を読んで設問に答えなさい。

モノの取引を中心にしたこれまでの法の体系は、サブスクリプション型のサービスになると、一層、明確さを失ってしまう。その理由は、取引の当事者と基準時が複雑になるからである。この点を説明するために、製造物責任 (Products liability = PL) の問題を考えよう。

製品事故が発生した場合に、製造物責任が問題になるということは、広く知られているであろう。もとは、アメリカの判例によって発展した考え方であるが、現在では、多くの国で、製造物責任に関する法律が導入されている。日本では、製造物責任法が平成六(一九九四)年に立法され、これまでに適用事例もかなり蓄積されてきた。

製造物責任法は、製造物に欠陥があつて、そのために損害が発生した場合に、製造業者等(製造業者のほか、法律で定められた類型の主体をまとめてこのように呼ぶ。法律で特定の意味を持つように定義された概念を、「等(とう)」を付けてわかりやすく呼ぶことは、日本の法文の書き方の特徴である)が損害賠償責任を負うと規定している。製造物責任法にいう「製造物」は、「製造又は加工された動産」を意味する。ところが、日本の法律では、ソフトウェアは動産にはならない。

1 は「物」の種類の一つであり(民法八六条二項)、「物」とは有体物、つまり物理的な形のあるものに限られている(民法八五条)からである。したがって、2 は、それ自体としては製造物ではない。

すると、ソフトウェアが原因で損害が発生しても、製造物責任の問題にはならないことになる。ただし、ソフトウェアが動産に組み込まれている場合、その動産は「製造物」になる。この点は、製造物責任法の条文には書かれていないが、製造物責任法を制定した時点の国会答弁や担当者の解説書などで明言されており、疑問の余地はない。この解釈によれば、自動運転車であれ、医療診断装置であれ、AIをプログラムとして組み込んだ装置が、そのプログラムの欠陥が原因で損害を発生させたときは、製造物責任法が適用され、製造業者に責任が発生することになる。ちなみに、この点の考え方は国によって異なり、

日本が製造物責任法を立法する際のモデルとなったEU（欧州連合）の製造物責任法では、ソフトウェアが「3」にあたるかどうか不明確だという指摘が、欧州委員会から示されている。EUの法令には、すべてのEU加盟国で直接に適用される「レギュレーション（規則）」という形式と、各加盟国で法律を制定するという前提でその内容だけを取り決めた「ディレクティブ（指令）」という形式があるが、製造物責任についてはディレクティブの形式がとられ、製造物責任法は国ごとに法律として制定されている（フランスのように民法の一部に組み込んだ国もある）。EU各国の国内法では、日本とは違い、4を有体物に限定しない考え方がとられている国も多いため、製造物責任ディレクティブという「製造物」にはソフトウェアも含むという解釈の余地があるであろう。

さて、製造物責任法は、製造物（動産）というモノを念頭に置いて作られている。モノの場合、引き渡しの時点を基準時として、製造業者は欠陥のない状態の製造物を引き渡さなければならず、逆に、その時点以降に、新たに発生した問題は製造業者の責任ではない、ときれいに整理できる。ところが、この製造物にソフトウェアが組み込まれていると、バグや不具合が時間の経過とともに発見され、アップデートで改善されるというソフトウェアの特性と、この基準時の考え方が、うまく合わなくなる。引き渡しの時点で一つでもバグや不具合が残っていればそのソフトウェアには「欠陥」があると言われると、多くのプログラマーは違和感を持つのではないだろうか。その違和感を法的に説明すると、製造物責任法では「欠陥」を「通常有すべき安全性を欠いていること」と定義しているので（二条一項）、一定水準までのバグがあっても「通常」の安全性は害されていないという解釈になる。

このような考え方は、バグが後から発見されたならば、不具合を修正するプログラムをすぐに配布することを前提にしている。つまり、ソフトウェアの場合には、事後的に、適切な対応がタイムリーにとられるかどうか、ユーザーにとっては重要なのである。ところが、これは製造物の引き渡しよりも後の時点の問題なので、製造物責任法の「欠陥」概念ではなかなか対処できない。もちろん、製造物責任法が適用にならないからといって、まったく責任が発生しないというわけではなく、民法

の不法行為責任の原則にもとづいて、責任の成否が判断される。不法行為責任とは、契約関係とは別に、事故などによる損害に対して成立する賠償責任であるが、条文上は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者」が責任を負うというように、非常に一般的な書き方で規定されている（民法七〇九条）。せっかく製造物責任法という法律があり、製造物に組み込まれたプログラムの欠陥もその対象になると解釈されているにもかかわらず、サブスクリプション型で逐次アップデートされていくソフトウェアの場合にはあまり役に立たず、結局、抽象的な一般原則に戻ってしまうわけである。モノの取引を前提としてきた法の体系と、サブスクリプション型のサービスとの相性の悪さが、ここに露呈している。

（小塚莊一郎『AIの時代と法』より）

問一 提示されている語句の意味として最も適切なものを、それぞれア～エから一つずつ選びなさい。

(1) サブスクリプション

ア. 従量課金

イ. 定期購読

ウ. オンライン

エ. ダウンロード

(2) 逐次

- ア. 事後的に
- イ. 臨機応変に
- ウ. すぐに
- エ. 順を追って次々に

問二 空欄 1 4 にはそれぞれ①「製造物」、②「動産」、③「ソフトウェア」のいずれが入るか、①～③の記号で答えなさい。

問三 本文における「バグ」に関する説明として、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア. バグは通常、発見された場合事後的に対応されることを前提にしている
- イ. 引き渡し後にバグが発見されると、製造物責任法により製造業者の責任が問われる
- ウ. ユーザーにとって重要なのは、バグがないことである
- エ. バグは軽微なものであれば、製造物責任法ではなく民法にもとづいて賠償される

問四 次のア～オの中から本文の内容に合うものをすべて選び、記号で答えなさい。

- ア. 日本において、ソフトウェアが原因で損害が発生した場合、製造物責任の問題になるのはソフトウェアが動産に組み込まれている場合である
- イ. 日本では動産を有体物に限定する考え方がとられているが、EU（欧州連合）の製造物責任ディレクティブではソフトウェアも含むという解釈の余地がある
- ウ. サブスクリプション型で逐次アップデートされていくソフトウェアの場合でも、製造物責任法の「欠陥」概念で対処できる
- エ. ソフトウェアの場合、ユーザーにとって重要なのは、事後的に、適切な対応がタイムリーにとられるかどうかである
- オ. 日本の製造物責任法はソフトウェアを動産として明確に位置づけているが、サブスクリプション型のサービスに対応した法体系であるとは言えない

問五 ソフトウェアに不具合があっても製造物責任法では問題にならない理由について、本文で説明されているものを二つ、それぞれ四〇字以内で説明しなさい。

(問題終わり)